

第20回栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和2(2020)年5月15日(金)15:00~

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針
の改正について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	熊倉 精介
	監査委員事務局長	加藤 高
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健福祉部次長	関本 充博	

栃木県内 新型コロナウイルス感染症 発生状況

番号	年代	性別	居住地	陽性判明日	退院・退所日	備考
1	60代	女性	県南	2月22日	3月27日	クルーズ船下船
2	30代	女性	県南	3月5日	3月12日	大阪ライブハウス、ショッピングセンター勤務
3	40代	女性	宇都宮	3月18日	4月1日	タイ旅行 ※宇都宮市1例目
4	50代	男性	県南	3月20日	4月3日	ポルトガル旅行
5	40代	男性	フィリピン	3月24日	4月10日	フィリピンから帰国
6	70代	男性	安足	3月24日	4月20日	親族との接触あり
7	60代	女性	安足	3月25日	4月3日	No. 6の妻
8	50代	男性	県西	3月25日	4月11日	No. 6の同僚
9	50代	女性	県西	3月25日	5月4日	No. 8の妻
10	40代	男性	県南	3月25日	4月18日	別の新型コロナ感染者と濃厚接触
11	10代	男性	県南	3月26日	4月14日	No. 10の子
12	60代	男性	東京都	3月29日		接待を伴う飲食あり
13	30代	男性	宇都宮	3月31日		※宇都宮市2例目
14	50代	男性	県南	3月31日	4月27日	
15	20代	男性	県外	4月1日	4月29日	県外で発症 ※宇都宮市3例目
16	40代	男性	宇都宮	4月1日	5月14日	No. 13の兄 ※宇都宮市4例目
17	40代	男性	県南	4月1日		
18	30代	男性	宇都宮	4月6日	5月8日	接待を伴う飲食あり ※宇都宮市5例目
19	30代	男性	宇都宮	4月6日	5月8日	※宇都宮市6例目
20	20代	男性	栃木市	4月7日	4月28日	
21	30代	女性	宇都宮	4月7日	5月8日	都内の接客業 ※宇都宮市7例目
22	40代	男性	宇都宮	4月7日	5月8日	神奈川県に出張 ※宇都宮市8例目
23	40代	男性	足利市	4月8日	5月10日	都内ライブハウス
24	10代	女性	佐野市	4月8日	4月22日	No. 20の知人
25	20代	男性	佐野市	4月8日	4月22日	No. 20の同僚
26	30代	男性	下野市	4月8日	4月29日	別の新型コロナ感染者と濃厚接触
27	60代	女性	宇都宮市	4月8日	5月2日	No. 21の母 ※宇都宮市9例目
28	30代	女性	宇都宮市	4月8日	5月1日	No. 21の妹 ※宇都宮市10例目
29	40代	男性	鹿沼市	4月9日	4月19日	
30	70代	男性	栃木市	4月9日		

栃木県内 新型コロナウイルス感染症 発生状況

番号	年代	性別	居住地	陽性判明日	退院・退所日	備考
31	70代	女性	那須塩原市	4月9日		
32	20代	女性	県外	4月10日	5月11日	No. 14の娘
33	70代	男性	那須塩原市	4月11日		No. 31の夫
34	60代	男性	小山市	4月11日	4月28日	
35	40代	男性	栃木市	4月11日	4月24日	
36	30代	女性	栃木市	4月13日	5月11日	No. 35の妻
37	60代	男性	栃木市	4月14日	5月12日	
38	30代	男性	宇都宮市	4月14日	4月28日	家族が他県で発症 ※宇都宮市11例目
39	60代	女性	那須塩原市	4月15日	5月9日	
40	40代	女性	宇都宮市	4月15日	4月29日	※宇都宮市12例目
41	50代	女性	那須塩原市	4月16日		No. 31及びNo. 33の子
42	50代	男性	栃木市	4月16日		No. 37の同僚
43	50代	女性	栃木市	4月17日	5月9日	
44	60代	男性	那須塩原市	4月17日		No. 39の夫
45	60代	女性	栃木市	4月19日		No. 43の同僚
46	60代	女性	那須塩原市	4月19日	5月2日	
47	50代	男性	栃木市	4月20日	5月12日	No. 45の同僚
48	70代	男性	栃木市	4月20日		No. 45の同僚
49	60代	男性	栃木市	4月20日		No. 37の兄
50	30代	男性	真岡市	4月21日	5月11日	
51	20代	女性	栃木市	4月21日		No. 47例目の娘
52	70代	男性	那須塩原市	4月22日	5月11日	別の新型コロナ感染者と同じ会合に参加
53	80代	女性	大田原市	4月25日		
54	70代	男性	栃木市	4月26日		
55	30代	女性	さいたま市	4月28日	他県医療機関入院中	※宇都宮市13例目 4/30発生届取下げのため削除
55	60代	女性	宇都宮市	5月7日		※宇都宮市13例目
56	70代	男性	宇都宮市	5月8日		No. 55の夫 ※宇都宮市14例目
57	70代	女性	宇都宮市	5月12日		※宇都宮市15例目
58	40代	女性	宇都宮市	5月14日		※宇都宮市16例目

※居住地にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、栃木県及び宇都宮市に届け出のあった患者について掲載しています。

※患者・御家族の人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

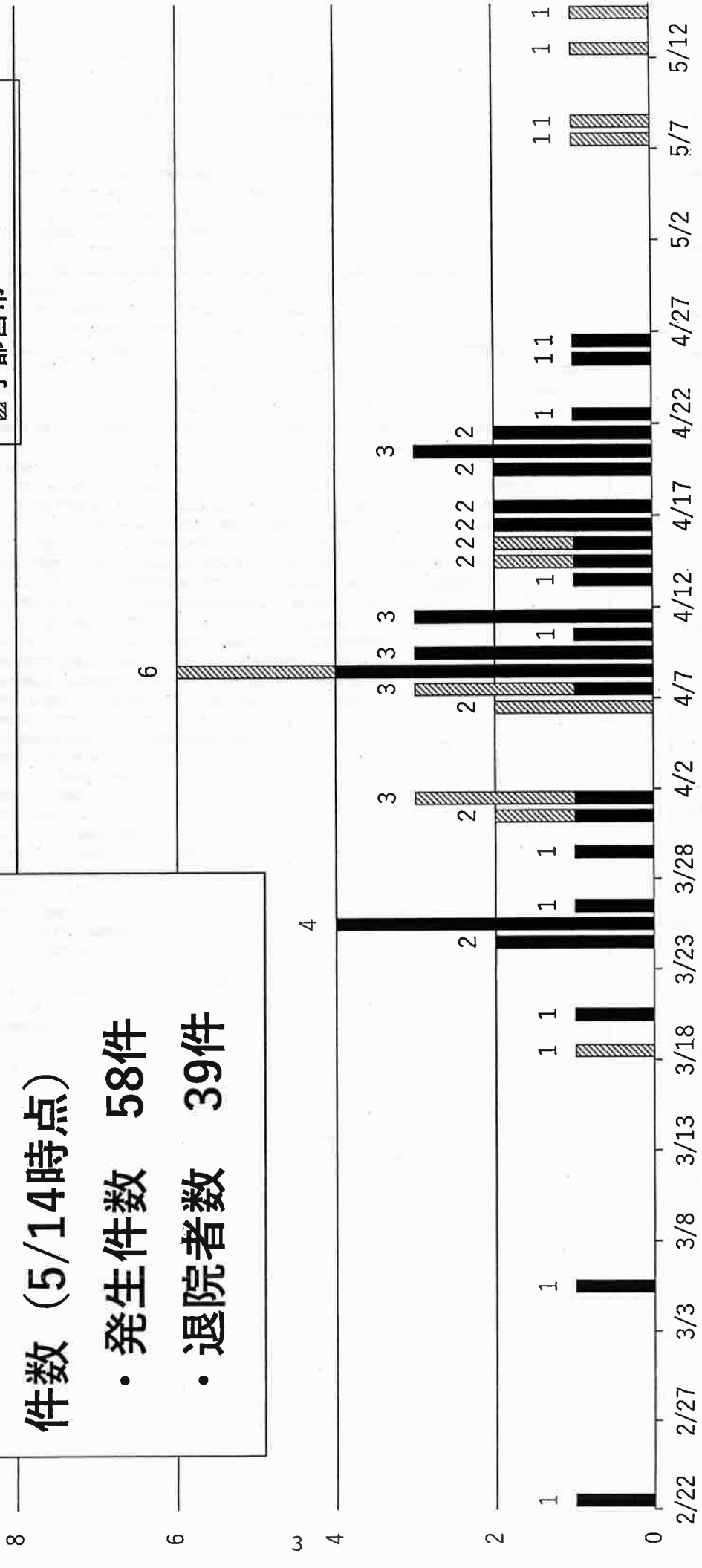
栃木県内新型コロナウイルス感染症発生状況

■ 栃木県 (宇都宮市除く)
 ▨ 宇都宮市

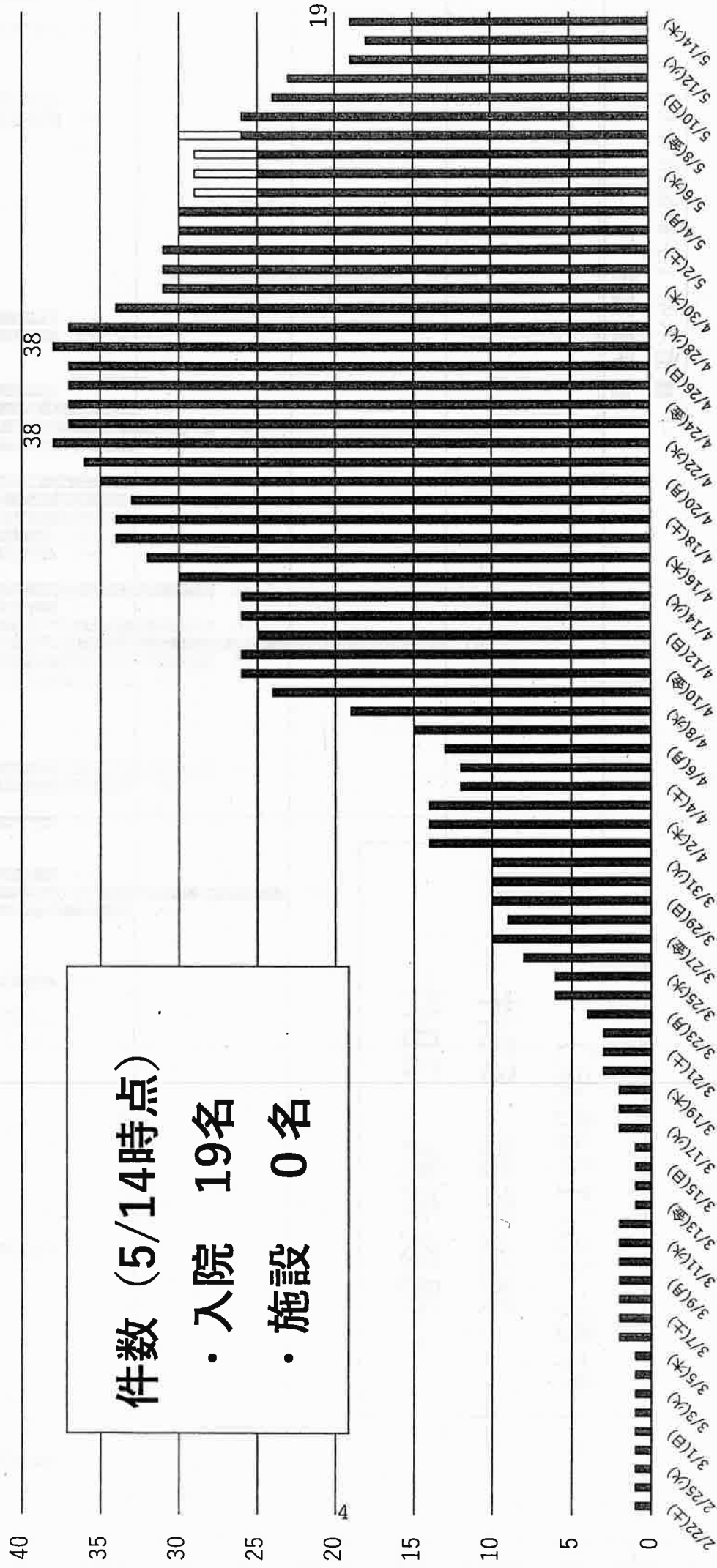
(件数)

件数 (5/14時点)

- ・ 発生件数 58件
- ・ 退院者数 39件



栃木県内新型コロナウイルス感染症に係る病床利用状況



件数 (5/14時点)
 ・入院 19名
 ・施設 0名

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査件数

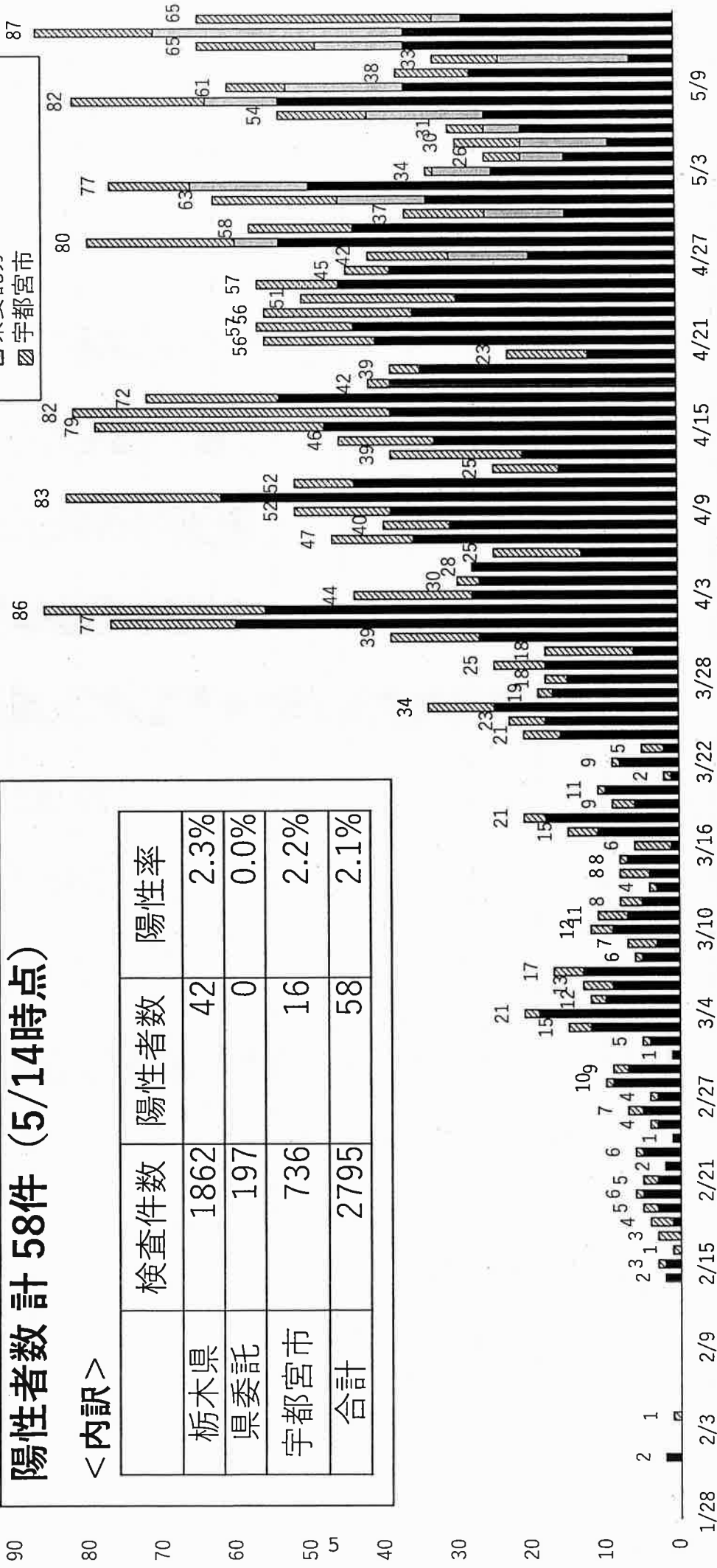
(件数)

陽性者数計 58件 (5/14時点)

<内訳>

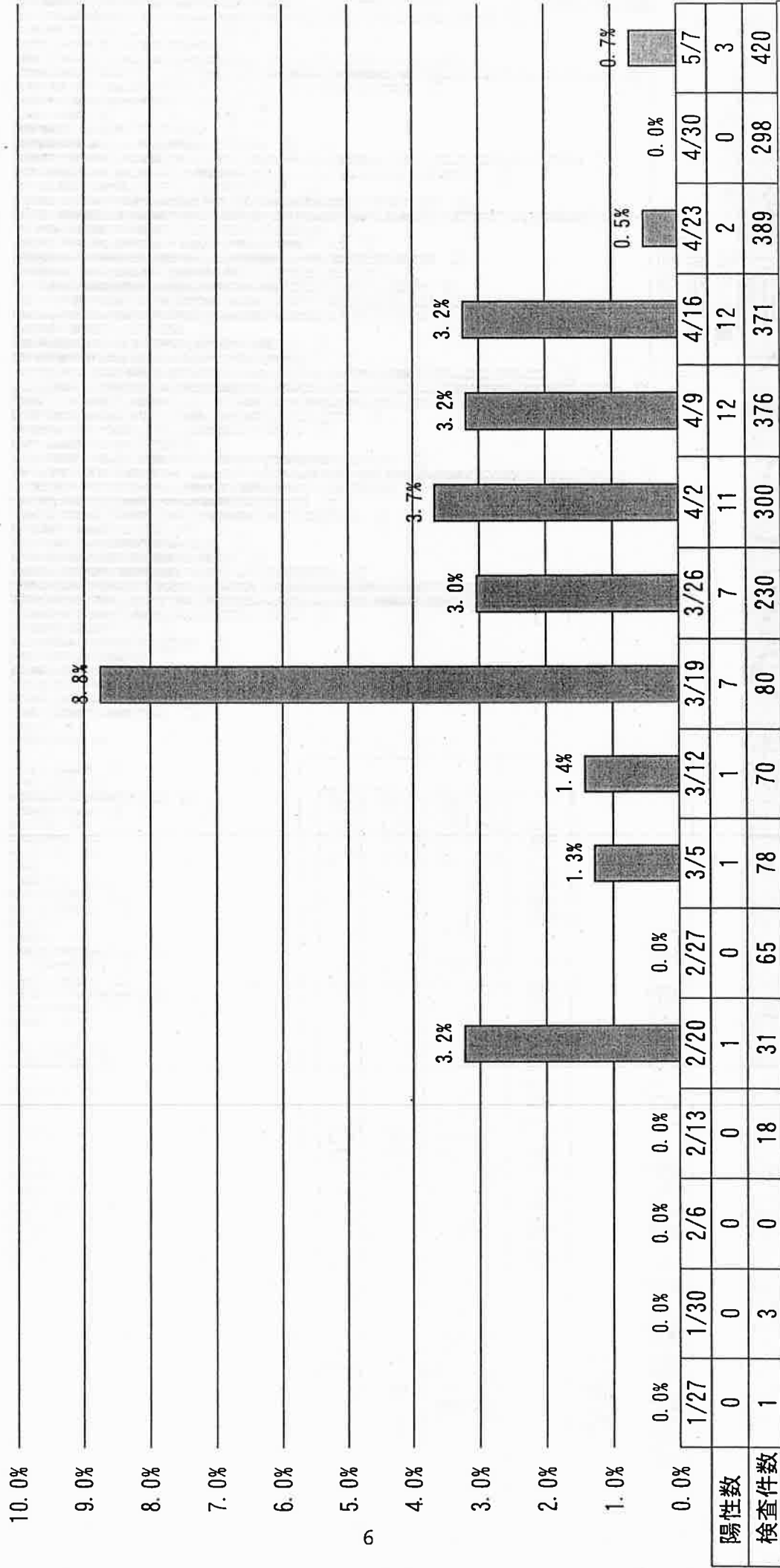
	検査件数	陽性者数	陽性率
栃木県	1862	42	2.3%
県委託	197	0	0.0%
宇都宮市	736	16	2.2%
合計	2795	58	2.1%

■ 栃木県 (宇都宮市除く)
 □ 県委託分
 ▨ 宇都宮市



※ 栃木県内における1日当たりの最大検査能力は、152件 (栃木県：128件、宇都宮市：24件)

栃木県内新型コロナウイルス感染症に係る陽性率の推移（週計）



新型コロナウイルス感染症に係る電話相談件数 (1/14 ~ 5/14)

一般相談 (相談センター等)
 医療相談 (相談センター等)
 医療相談 (コールセンター)
 累計

相談センター等：帰国者・接触者相談センター、県庁

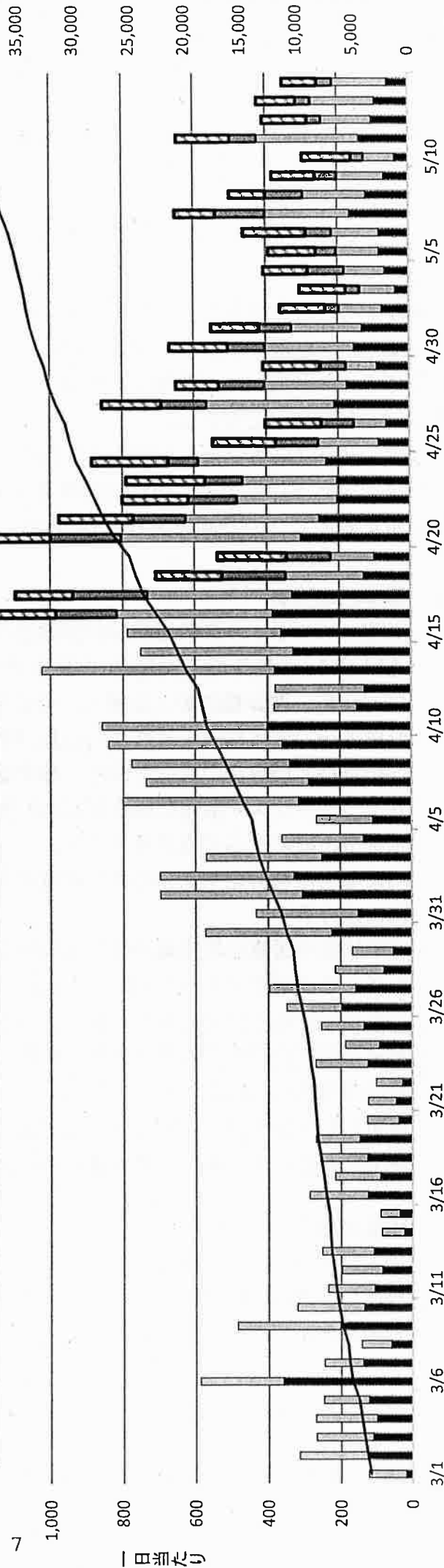
コールセンター：4月16日から設置

※外出自粛要請や休業要請に関する特設電話相談件数は本資料の件数に含まれていない。

※棒グラフは3/1~5/14相談分を表示

相談実績(1/14~5/14)

	一般相談		医療相談		合計
	相談センター等	コールセンター	相談センター等	コールセンター	
1月	273	-	117	-	390
2月	1,795	-	1,382	-	3,177
3月	3,538	-	4,549	-	8,087
4月	7,135	1,974	9,821	2,724	12,545
5月	1,274	932	2,159	1,762	6,127
累計	14,015	2,906	18,028	4,486	22,514



新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針

令和2(2020)年4月2日

(令和2(2020)年5月 日改正)

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

国が令和2(2020)年3月28日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正及び同年同月11・16日、5月4日・14日変更)に基づき、本県における新型コロナウイルス感染症対策を更に推進するため、今後の基本的な対応方針を定める。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年11月策定)等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要がある。

1 基本的な方針

- ・新型コロナウイルス感染症が世界的な拡がりをみせる中、感染予防やまん延防止をはじめ、県民等の不安解消、県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、国、市町、関係機関等と連携し、全県を挙げて取り組む。
- ・県民等への情報提供・共有、相談及びまん延防止策により、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限にすべく万全を尽くす。
- ・的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限に止める。
- ・感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていく。その際、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する。
- ・緊急事態宣言が全ての都道府県で解除された場合、外出の自粛や施設の使用制限等は基本的に解除されることになるが、その場合においても、感染拡大を予防する新しい生活様式が前提となる。また、再度、感染の拡大が認められた場合は、速やかに強いまん延防止対策等を講じる。

2 実施体制

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部は、市町対策本部と連携し、指定地方公共機関、関係機関・団体及び県民の協力を得ながら、新型コロナウイルス感染症に対する各種対策を推進する。

3 対策の重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 県民等に対し、正確で分かりやすく、かつ、状況の変化に即応した情報提供

や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

＜情報提供や呼びかけの例＞

- ・感染者の発生状況等の正確な情報提供。
- ・医療提供体制や検査体制の情報提供。
- ・「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染予防策の徹底。
- ・風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・国が作成した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」の周知。
- ・感染者・濃厚接触者や感染者の診療に携わった医療機関・医療関係者、その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・「新しい生活様式」のあり方の周知。
- ・室内で「三つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けることの呼びかけ。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。
- ・飲食店等においても「三つの密」を避けることの呼びかけ。
- ・従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・家族以外の多人数での会食を避けることの呼びかけ。
- ・「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しないことの周知。
- ・県民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

また、国、市町等との緊密な連携により、様々な手段により県民等に対して感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。

- ② 情報発信に当たっては、国のホームページ等を紹介するなどして有機的に連携させるとともに、県の各種広報媒体やSNS等も積極的に活用し、迅速かつ積極的に県民等（在留外国人、外国人旅行者を含む。）への情報発信を行う。

また、企業や各種団体等とも連携して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くように、丁寧な情報発信を行う。

- ③ 市町と連携した感染拡大防止措置がより迅速かつ的確に講じられるよう、患者の発生地（市町名）等に関する情報を適切に提供する。

(2) 相談

- ① 感染状況等を踏まえ、帰国者・接触者相談センター（広域健康福祉センター、

宇都宮市保健所) やコールセンター、市町等の相談体制を拡充する。

② 外国人や聴覚障害者等に対する相談体制を継続する。

(3) サーベイランス・情報収集

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。

② また、保健環境センターの検査体制の強化を図るとともに、地域外来・検査センターの整備や保険適用の検査を実施する医療機関、民間の検査機関等も活用した検査体制を構築する。

③ PCR検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。また、感染状況について、リスク評価を行う。

(4) まん延防止

今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、県民や事業者に対し、以下の取組を行う。

① 外出

・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「国専門家会議」という）で示された「10のポイント」、5月1日の国専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について県民に周知を行う。

・不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかける。

② 催物（イベント等）の開催

・全国的かつ大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

・イベント開催の可否については、令和2年5月14日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」を参考に判断する。

③ 施設の使用等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く。）

・事業者に対し、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

・業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止の

ための取組が適切に行われるよう働きかける。

- ・これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。

④ 感染状況の監視

- ・感染の状況等を継続的に監視し、県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかける。
- ・感染状況の変化等に応じて、別添の「警戒度に関する判断基準」及び「警戒度に応じた行動基準」に基づき、迅速かつ適切に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24条第9項等に基づく措置等を検討する。

⑤ 学校等の取扱い

- ・文部科学省が発出した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等を踏まえ、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。
- ・学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

⑥ クラスター対策の強化

- ア 県及び市町は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察（必要に応じて検査）、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。
- イ 関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ウ クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、市町と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、クラスターの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努める。また、必要に応じて、国に対し、クラスター対策にあたる専門家の派遣を要請する。

⑦ その他共通的事項等

- ア 地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。緊急事態措置を講じるにあたっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、県民に対し丁寧に説明する。緊急事態措置を実施するにあたっては、法第20条に基づき国と密接に情報共有を行う。

- イ 今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。
- ウ 緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、国と協力しつつ、県民に対し周知する。
- 加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、県民に冷静な対応を促す。
- エ 緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- オ 公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(5) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・栃木県新型コロナウイルス感染症入院医療調整本部を設置し、患者の病床への受入れや病院間の搬送等の調整を行う。
 - ・入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）は、宿泊施設等での療養への移行を進めることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図る。このため、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努める。
 - ・子育て等の家庭の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備する。
 - ・患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。
 - ・病床の確保について、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床を確保する。
 - ・また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努める。
 - ・さらに、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討する。
 - ・患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を図る。

- ・感染拡大に伴う患者の急増に備え、県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保する。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
 - ・関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行う。
 - ・また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウオークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保する。あわせて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受入れが適切に行われるようにする。
 - ・さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する場合は、国に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。
 - ・こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。
 - ・重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定する。
 - ・夏ごろまでを目途に、冬季のインフルエンザの流行を踏まえた外来医療のあり方を検討する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進する。
 - ・患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進する。
- ④ 医療従事者の確保のため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進する。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府や関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医

療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。

・特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。

⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

・医療機関及び高齢者施設等の設置者において、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。

・医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

・医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。

・医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

⑦ 感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、検査体制を踏まえ、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR等検査が実施できる体制について検討を進める。

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

・外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進する。

・妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支

援を実施する。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進する。

- ・小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、体制整備を進める。
- ・関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化する。
- ・法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮する。

(6) 経済・雇用対策

① 国の令和2年度補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び県の令和2年度4月補正予算の各施策等を迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。引き続き、感染状況や県民生活、県内経済への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時宜を逸することなく臨機応変かつ果断に対応する。

② 事業者の対応等

事業者に対し、産業医や地域産業保健センターの協力を得て、従業員の健康管理、職場における感染予防策の徹底や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を要請する。

③ 県民、事業者への呼びかけ

ア 県民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な対応を呼びかける。

イ 食料品、生活関連物資等の価格を高騰させないために、事業者に対して、買占めや売惜しみが生じないように調査・監視するとともに、必要に応じて関係団体等への指導及び相談窓口の設置等の要請を行う。

(7) その他重要な留意事項

① 人権への配慮、社会課題への対応等

ア 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないように適切に取り組む。

イ 海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。

ウ 各種対策を実施する場合には、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮する。

エ 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、県民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

オ マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰

及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。

カ 対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。

- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待
- ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等
- ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活
- ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保

キ 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

② 物資・資材等の供給

感染防止や医療提供体制の確保のため、国が購入して確保したマスクや優先供給スキームによる消毒薬について、必要な医療機関や介護施設等に優先的に配布する。

③ 関係機関との連携の推進

ア 国、隣接県、市町、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。

イ 近隣の特定都道府県等が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。

ウ 緊急事態宣言の対象地域に該当した場合は、次の取組を行う。

(ア) 緊急事態措置等を実施するにあたっては、予め国と協議し、迅速な情報共有を行う。

(イ) 緊急事態措置等を実施した際には、政府対策本部長に、その旨及びその理由を報告する。

④ 社会機能の維持

ア 県職員の感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレワークの活用に努める。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるように公益的事業を継続する。

ウ 医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。

エ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

⑤ その他

国においては、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に基づく「歴

史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、県においても、これに準じた対応に努める。

警戒度に関する判断基準

- 県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
- 各指標について、感染拡大状況を判断するための警戒度に関する判断基準を設定
⇒各指標の推移や近隣都県の感染状況、感染経路不明症例の割合等を踏まえ、感染防止対策の対応レベルを総合的に判断
- ※警戒度を上げや速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

指標	特定警戒	感染拡大注意	感染観察	現在値	過去最大値	備考
18 感染 状況	10人超	10人以下	5人以下	3人 (5.8-5.14)	18人 (4.6-4.12)	特定警戒のレベルを、国による「人口10万人あたり0.5人」を目安に設定
	7%超	7%以下	3%以下	0.7% (5.8-5.14)	8.8% (3.19-3.25)	特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保つことが、死亡者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
医療 提供 体制	50%超	50%以下	30%以下	14.6% (5.14)	29.2% (4.27)	受入病床数：130床 (5/14現在)
	50%超	50%以下	30%以下	23.8% (5.14)	28.6% (4.28)	受入病床130床のうち重症病床数：21床 (5/14現在)

↑ 高
 ↓ 低

警戒度

警戒度に応じた行動基準

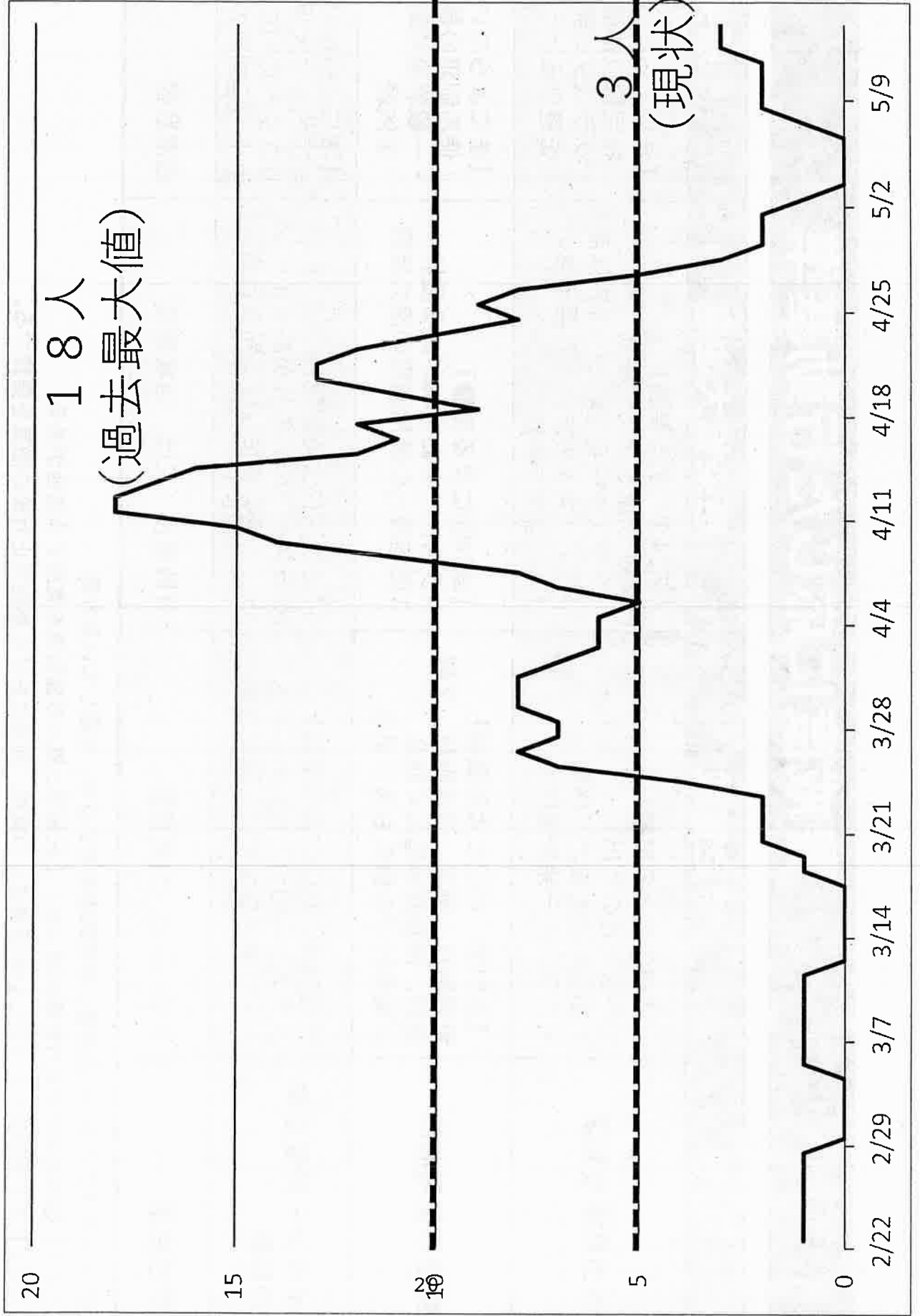
項目	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
外出自粛の要請	<p>【法45①による要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出 都道府県をまたぐ移動 クラスター発生場所 	<p>【法24⑨による要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたぐ移動 クラスター発生場所、3密場所 ※ハイリスクの方には不要不急の外出自粛を要請 	<p>【法によらない協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定警戒都道府県への移動 クラスター発生場所、3密場所を避けるよう依頼
施設の使用制限	<p>【法24⑨、45②による要請】</p> <p>遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等幅広く対象</p> <p>※条件付での除外もあり得る</p>	<p>【法24⑨による要請】</p> <p>クラスターのおおそれがある施設、3密施設への使用制限の協力要請</p>	<p>【法によらない協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用制限の要請は行わない 一般感染対策や3密回避の徹底を依頼
イベント開催自粛の要請	<p>【法24⑨、45②による要請】</p> <p>クラスターのおおそれがあるイベント、3密の集まりは、開催自粛</p>	<p>【法24⑨による要請】</p> <p>クラスターのおおそれがあるイベント、3密の集まりは、開催自粛</p>	<p>【法によらない協力依頼】</p> <p>全国的大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼</p>
学校生活	休業 又は 分散登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校

※ ハイリスクの方 = 高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠している方等

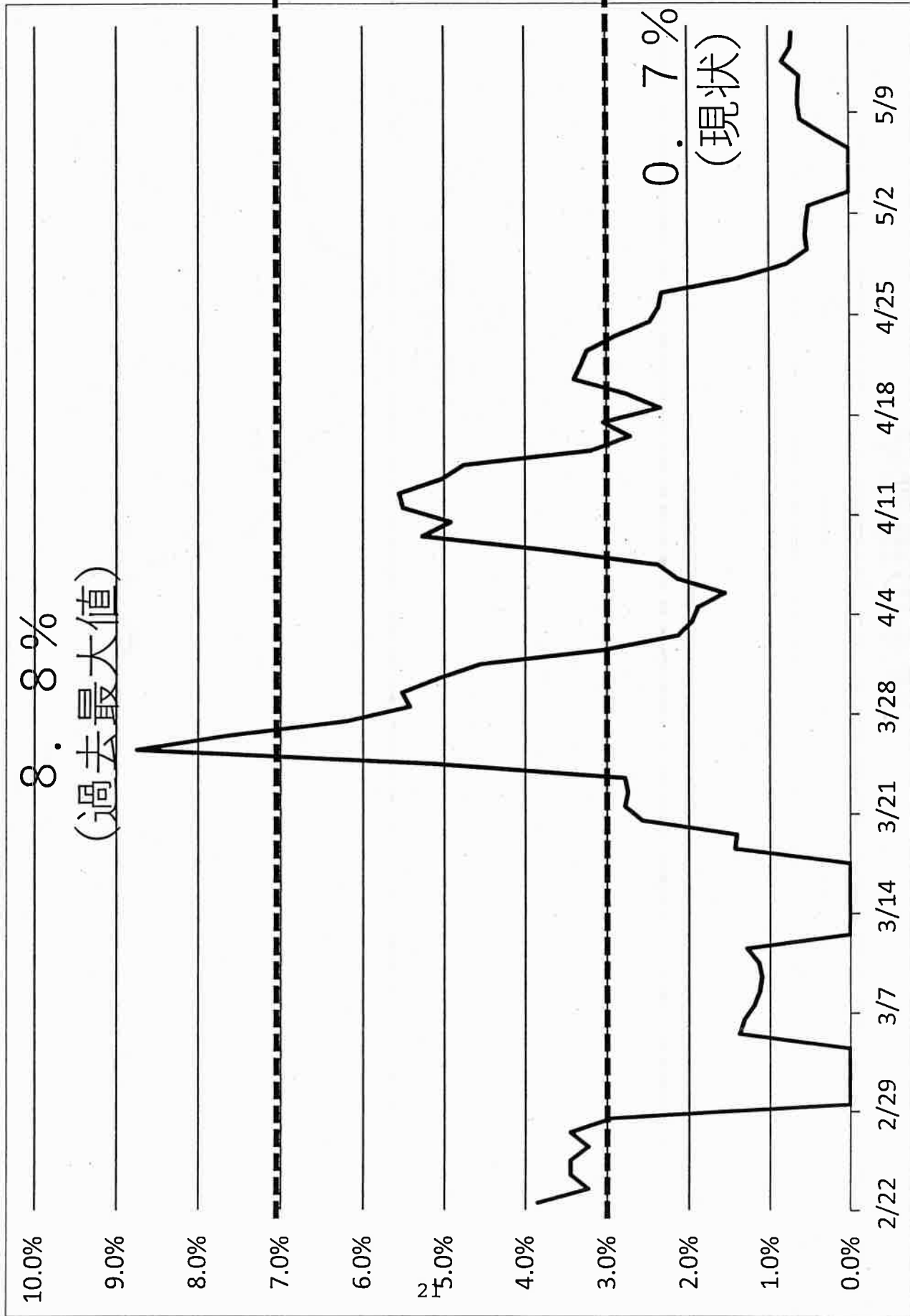
【注1】 国の基本的対処方針等に基づき、上記基準と異なる要請等を実施する場合がある。

【注2】 どの警戒度でも「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請する。

新規感染者数 (直近 1 週間)

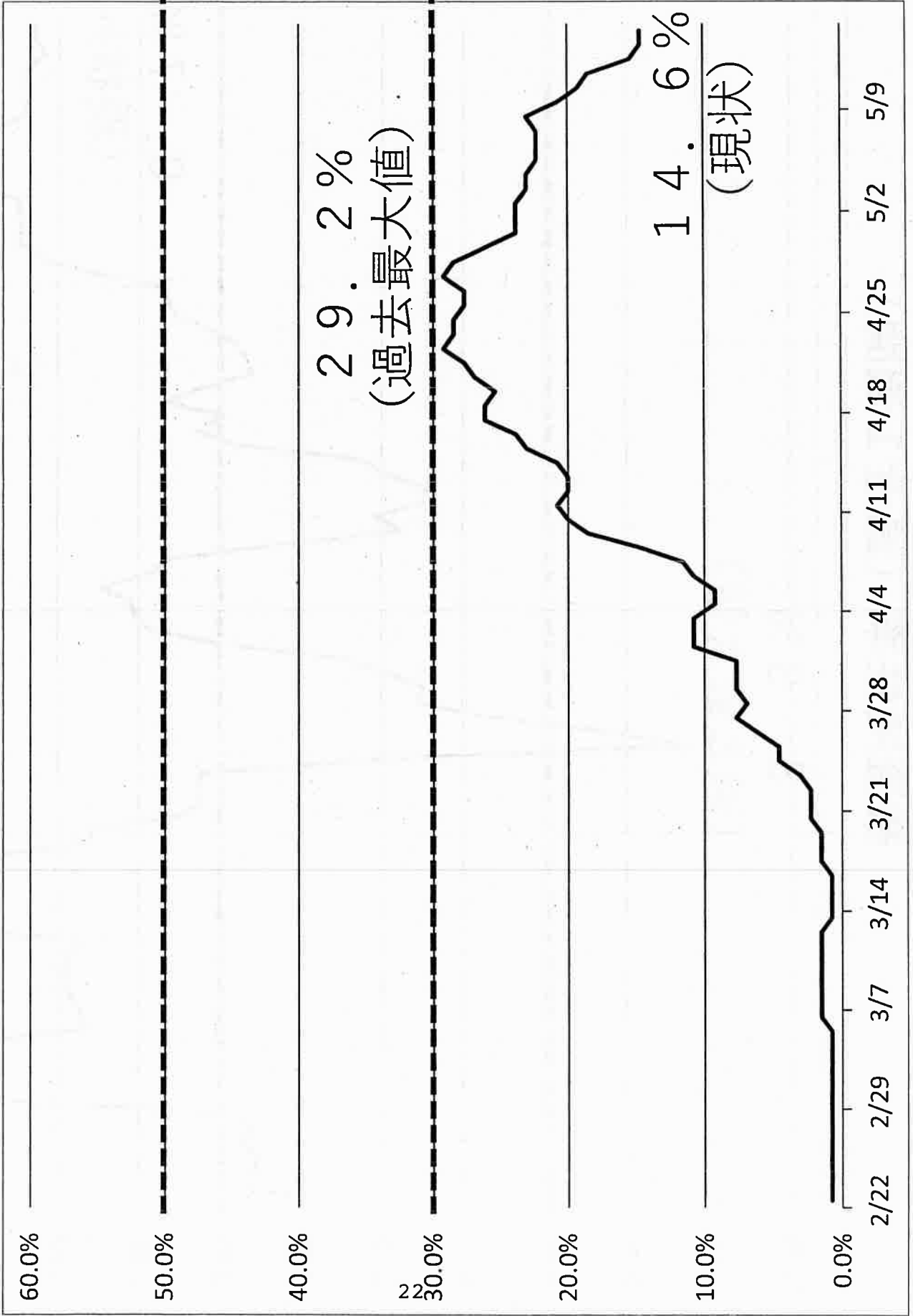


検査陽性率 (直近 1 週間)

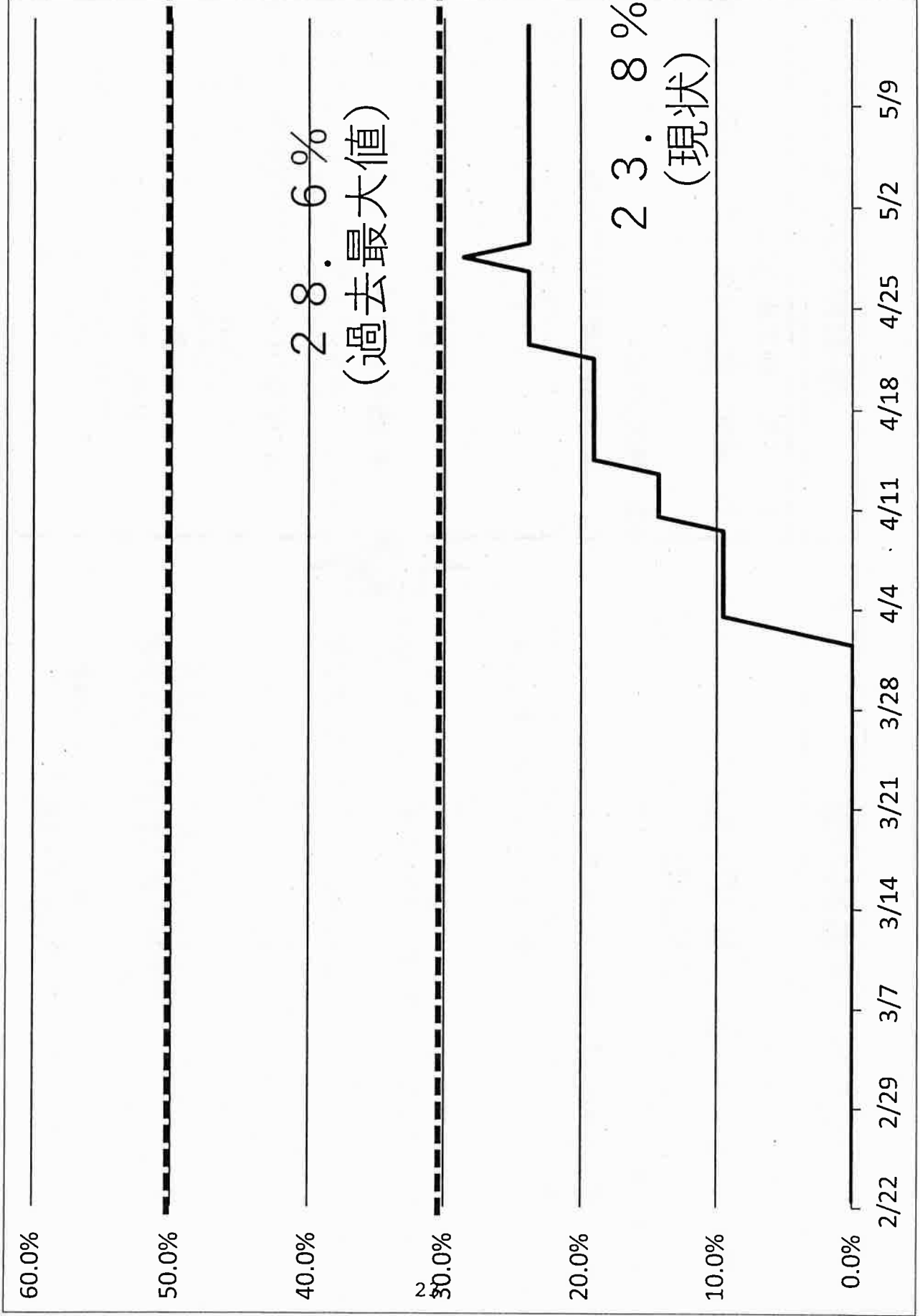


※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

病床の稼働率



重症病床の稼働率



特定警戒

感染拡大
注意

感染観察

栃木県緊急事態措置

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年5月11日(月) から
令和2年5月31日(日)
- ③ 実施内容
- 外出自粛の要請 (特措法第24条第9項)
 - ✓ 都道府県をまたぐ人の移動やクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りの自粛を要請
 - 施設の使用制限の要請・協力依頼 (特措法第24条第9項等)
 - ✓ クラスターが発生した主な施設類型に対する休止を要請
 - ✓ 遊興施設等に対して休止を要請・協力依頼

※ただし、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く
 - ✓ 医療施設等に対して十分な感染防止対策の協力を要請
 - 催物(イベント等)の開催自粛の要請・協力依頼 (特措法第24条第9項等)
 - ✓ クラスターが発生するおそれ等のあるイベント主催者等に對し、場所に関わらず、開催の自粛を要請

24

感染観察段階における対応

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年5月16日(土) から
- ③ 実施内容
- 外出自粛の協力依頼
 - ✓ 旅行など都道府県をまたいだ人の移動を避けるよう依頼 (5月31日(日)まで)
 - ✓ これまでにクラスターが発生した施設や「3つの密」のある場所への外出の機会を極力減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても、感染防止策の徹底を依頼
 - 施設の使用に関する協力依頼
 - ✓ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための適切な取組を依頼
 - 催物(イベント等)の開催に関する協力依頼
 - ✓ 全国的かつ大規模な催物等については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期にするなど慎重な対応を依頼

【前提】 感染防止策の実施

【規模】 《屋内》100人以下、かつ収容定員半分以上の参加
《屋外》200人以下の参加、かつ人と人との距離を十分に確保

緊急事態宣言解除後の栃木県における対応（概要）

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年5月16日（土） から

- ③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を依頼

●感染防止対策の協力依頼

- ・ 「新しい生活様式」「人との接触を8割減らす、10のポイント」の実践など、感染拡大防止のための取組を依頼
- ・ 在宅勤務や時差出勤など人との接触を減らす取組や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた職場における感染拡大防止のための適切な取組を依頼

●外出自粛の協力依頼

- ・ 旅行など都道府県をまたいだ人の移動を避けるよう依頼（5月31日（日）まで）
- ・ これまでクラスターが発生した施設や「3つの密」のある場所への外出の機会を極力減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても、感染防止策（人と人との距離を保つこと、マスクの着用、手指の消毒等）を徹底することを依頼

●施設の使用に関する協力依頼

- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための適切な取組を依頼

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼

- ・ 全国的かつ大規模な催物等については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期にするなど慎重な対応を依頼
【前提】 感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）の実施
【規模】 《屋内》100人以下、かつ収容定員半分以下の参加 《屋外》200人以下の参加、かつ人と人との距離を十分確保

新型コロナウイルス感染症に係る県教育委員会の対応について

R2. 5. 15

県教育委員会

1 措置

(1) 県立学校

5月31日までとしていた臨時休業を5月24日までに短縮する。なお、25日から31日までの期間は分散登校による教育活動を引き続き実施し、現在の状況で推移すれば、6月1日以降は通常登校とする。

(2) 市町立学校

県の考え方を説明した上で、基本的には県に準じた対応をお願いしたい。

2 措置理由

直近の本県の感染状況及び14日に緊急事態宣言の対象から本県が外れたことを踏まえ、臨時休業期間を短縮する。なお、児童生徒・保護者への周知期間を設け、段階的に教育活動を展開する必要性から、臨時休業期間を24日までとする。

3 今後の対応

(1) 県立学校の対応基準

県立学校の臨時休業や分散登校等については、以下の対応を基本とする。

警戒度	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
対応	休業	分散登校	通常登校
	又は 分散登校	又は 通常登校	

※部活動については、通常登校時から再開することとし、狭い空間や密閉状態での活動、生徒が密集する活動、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする活動などは行わない。

(2) 県立学校における夏季休業日数の短縮

学習内容の補充の観点から、各学校の実情に応じて、夏季休業日数を短縮することとする。

運転免許関係業務は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年4月22日から運転免許センター及び警察署において一時休止・縮小していたが、県内の感染症の発生状況等を踏まえ業務を再開する。

1 再開業務

(1) 運転免許証更新業務

ア 運転免許センター

- 令和2年5月20日（水）から5月31日（日）まで
対象：有効期限が6月15日（月）までの方
- 令和2年6月1日（月）から
対象：全ての対象者

イ 警察署

- 令和2年6月1日（月）から
対象：全ての対象者
- ※ 集中混雑を避けるため、対象者を限定したうえ、運転免許センターの更新業務を先行して再開した後、警察署の更新業務を再開する。

(2) 認知機能検査、高齢者講習、学科・技能試験等の業務

- 令和2年5月20日（水）から
- ※ 認知機能検査及び高齢者講習の予約受付は、運転免許センターにおいて、5月18日（月）から開始する。

2 延長措置の継続

運転免許証の有効期限延長措置（3か月）は、再開後も可能であり、希望者には延長措置を講じる。

3 その他

- 来庁者には、マスクの着用を呼び掛けるなど感染予防対策を徹底する。
また、運転免許センターでは、体温検査（体表面温度のスクリーニング）を実施する。
- 混雑時には入場を制限することがある。

県民利用施設の対応 (5/16～)

令和2(2020)年5月15日
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

共通事項

県民利用施設の使用（貸館による施設利用・県管理駐車場を含む）については、5/16から以下のような対応とする。
なお、現在使用を休止している施設については、業種や施設区分ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に沿って準備を行い、対応が整った施設から、順次使用可とする。

- ◎ 県管理施設の場合（指定管理者による管理を含む）
 - ・ 感染防止対策の徹底や「3つの密」の回避等の対策を講じた上で、原則として使用可とする。
 - ・ 施設の構造や使用形態上、感染リスクの高い屋内施設や利用者の集中が予想される施設は当面使用再開を見送り、使用制限の方法等を検討する。
 - ・ 施設内に人が集中するおそれがある場合は、入場者の制限等、適切な対応を取るものとする。
- ◎ 貸館による施設利用の場合
 - ・ 感染防止対策の徹底や「3つの密」の回避等の対策を条件として、貸出を再開する。
 - ・ 「3つの密」のあるイベント等については、開催自粛を要請する。
 - ・ 利用する場合は、十分な換気、利用者が密集しないような座席配置等、業種別ガイドラインや「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針(改正後)」等に基づく感染防止対策を講ずるよう要請する。
- ◎ 今後の感染拡大の状況によっては、適宜使用中止の判断を行う。

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				現在の対応	今後の対応	
1	県民	県立美術館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	開館(5/12～)	開館	美術館 総務課 028-621-3566 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
2	県民	県立博物館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	開館(5/12～)	開館	博物館 総務課 028-634-1311 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
3	県民	県総合文化センター	月曜日～日曜日 ○ホール・会議室等 9:00～22:00 ○ギャラリー 9:00～19:00	会議室・ギャラリーの新規予約・利用を再開	5/16～ 開館 (貸館は開催自粛要請対象外のイベント等に限る)	栃木県総合文化センター利用サービス課 028-643-1000 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
4	県民	とちぎボランティアNPOセンター	火曜日～土曜日 8:30～17:00	会議室の新規予約・利用を再開	5/16～ 開館 (貸館は開催自粛要請対象外のイベント等に限る)	とちぎボランティアNPOセンター 028-623-3455 県民文化課県民協働推進室 028-623-3422
5	県民	栃木県庁舎・公館	【県庁団体見学】 平日 9:00～12:00、 13:00～16:00	【県庁団体見学】 中止	5/18～ 【県庁団体見学】 受付再開	広報課県民プラザ室 028-623-3766
6	県民	とちぎ青少年センター	9:00～22:00(宿泊室除く) 年中無休	・会議室・宿泊室の新規予約・利用を再開 ・交流ロビー等の一般利用休止	5/16～ 開館 (貸館は開催自粛要請対象外のイベント等に限る)	とちぎ青少年センター 028-624-2203 人権・青少年男女参画課 青少年育成担当 028-623-3075
7	県民	とちぎ男女共同参画センター	火～土 9:00～21:00 日 9:00～17:00 月 休館日	・会議室の新規予約・利用を再開 ・情報ライブラリー等の一般利用休止	5/16～ 開館 (貸館は開催自粛要請対象外のイベント等に限る)	とちぎ男女共同参画センター(パーティ) 028-665-7700 人権・青少年男女参画課 男女共同参画担当 028-623-3074

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				現在の対応	今後の対応	
8	県民	栃木県防災館	9:30～16:30 毎週月曜日休館	開館(5/12～) ※大雨体験施設は利用休止	開館 ※大雨体験施設は利用休止	栃木県防災館 028-674-4843 (北関東総合警備保障 (株)(指定管理者) 028-639-0436) 消防防災課地域防災担当 028-623-2127
9	環森	日光自然博物館	10:00～16:00 月曜休館	5/15まで休館。5/16以降 は別途検討	5/16～ 開館	日光自然博物館 0288-55-0880 自然環境課 028-623-3205
10	環森	中禅寺湖畔国際避暑地記念施設	英国大使館別荘記念公園 イタリア大使館別荘記念公園 中禅寺湖畔ボートハウス 9:00～17:00 12月～3月休館	5/15まで休館。5/16以降 は別途検討	5/16～ 開館	日光自然博物館 0288-55-0880 自然環境課 028-623-3205
11	環森	県民の森	森林展示館等 9:00～16:00 水曜休館 (キャンプ場営業期間: 4月末～9月末)	開館 森林展示館(5/14～) マロニエ昆虫館 ※キャンプ場は5/31まで 休業	開館 森林展示館(5/14～) マロニエ昆虫館 ※キャンプ場は5/31まで 休業	県民の森管理事務所 0287-43-0479 自然環境課 028-623-3205
12	環森	塩原温泉ビジターセンター	9:00～16:30 火曜休館	休館	5/16～ 開館	塩原温泉ビジターセンター 0287-32-3050 自然環境課 028-623-3205
13	保福	子ども総合科学館	9:30～16:30 月曜日休館	5/12～ ・本館(展示及びプラネタリウム)、乗り物広場を臨時休館 ・駐車場、屋外は利用可能(不特定多数が触れる遊具等は使用禁止) ※月曜日は屋外を含め休館	5/19～ ・本館再開(遊びの世界等一部展示を除く) ・屋外は全ての遊具等が使用可能	子ども総合科学館 028-659-5555 こども政策課子育て環境づくり推進担当 028-623-3068
14	保福	とちぎ福祉プラザ	【本館】 午前9時～午後9時 (休日:毎月第1日曜日、平日にあたる国民の祝日) 【障害者スポーツセンター】 午前9時～午後9時 (休日:毎週月曜日)	【本館】 一般利用休止 【障害者スポーツセンター】 休館	【本館】 5/18～ 貸館再開 【障害者スポーツセンター】 休館	(福)栃木県社会福祉協議会 とちぎ福祉プラザ管理課 028-621-2940 保健福祉課地域福祉担当 028-623-3047
15	保福	とちぎ健康づくりセンター	【トレーニング室等】 火～土曜日 9時30分～21時 日・祝日 9時30分～17時 【貸館】 火～土曜日 8時30分～21時 月・日・祝・第4火曜日 8時30分～17時	一般利用休止	5/18～ 貸館再開(大会議室、小会議室、多目的フロアのみ) ・その他の施設については、一般利用休止	(福)とちぎ健康福祉協会 健康づくり課 028-623-5858 保健福祉課地域保健担当 028-623-3103

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				現在の対応	今後の対応	
16	保福	栃木県シルバー大学校 (中央校、南校、北校) ※とちぎ生きがいきづくりセンター内	火曜日～金曜日 10時～15時	・一般利用休止 ※シルバー大学校は休校	5/18～ 貸館再開 ※シルバー大学校は休校	(福)とちぎ健康福祉協会 生きがいきづくり課 028-650-3366 健康づくり課 028-623-5858 高齢対策課生きがいきづくり担当 028-623-3048
17	産労	産業技術センター 多目的ホール・多目的ルーム	開館時間：9時～17時 開館日：休館日を除く 毎日(休館日：土日祝日、12/29～1/3)	新規予約・利用を再開 (開催自粛要請対象外のイベント等に限る)	新規予約・利用を再開 (開催自粛要請対象外のイベント等に限る)	・多目的ホール 産業技術センター 028-670-3395 ・多目的ルーム 県南技術支援センター 0283-22-0733 窯業技術支援センター 0285-72-5221
18	産労	栃木県立宇都宮産業展示館 (マロニエプラザ)	開館時間：9時～21時 開館日：休館日を除く 毎日(休館日12/29～1/3)	新規予約・利用を再開 (開催自粛要請対象外のイベント等に限る)	新規予約・利用を再開 (開催自粛要請対象外のイベント等に限る)	マロニエプラザ事務局 028-664-2266 観光交流課観光地づくり担当 028-623-3210
19	農政	なかがわ水遊園	9:30～16:30 月曜、第4木曜定休	・おもしろ魚館(水族館)は当面休館 ・食事処、直売所は営業(5/12～)、釣り池は5/19～営業再開予定	・おもしろ魚館(水族館)は5/16～開館 ・釣り池は5/19～営業再開	なかがわ水遊園 0287-98-3055 農村振興課水産資源担当 028-623-2351
20	農政	とちぎ花センター	9:00～17:00 月曜定休 ※3～5月は無休	当面休園	5/16～ 開園	とちぎ花センター 0282-55-5775 生産振興課果樹花き担当 028-623-2329
21	県土	井頭公園	8:30-18:30	開園	開園	井頭公園管理事務所 0285-83-3121 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
22	県土	鬼怒グリーンパーク	8:30-17:30	シャワー設備、屋外遊具のみ利用休止	シャワー設備、屋外遊具のみ利用休止	鬼怒グリーンパーク管理事務所 028-675-1909 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
23	県土	中央公園	8:30-18:00	屋外遊具のみ利用休止	屋外遊具のみ利用休止	中央公園管理事務所 028-636-1491 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
24	県土	那須野が原公園	8:30-17:30	サンサントワー、風車、クアルーム、屋外遊具のみ利用休止	サンサントワー、風車、クアルーム、屋外遊具のみ利用休止	那須野が原公園管理事務所 0287-36-1220 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の問合せ先
				現在の対応	今後の対応	
25	県土	みかも山公園	8:30-18:30	屋外遊具のみ利用休止	屋外遊具のみ利用休止	みかも山公園管理事務所 0282-55-7272 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
26	県土	日光田母沢御用邸記念公園	8:30-16:30	当面休園	5/18～ 開園	日光田母沢御用邸記念公園 0288-53-6767 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
27	県土	日光だいや川公園	8:30-17:30	シャワー設備、屋外遊具のみ利用休止	シャワー設備、屋外遊具のみ利用休止	日光だいや川公園 0288-23-0111 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
28	県土	とちぎわんぱく公園	8:30-16:30	こどもの城、ゴッコ遊びコーナー、ふしぎの船、屋外遊具のみ利用休止	こどもの城、ゴッコ遊びコーナー、ふしぎの船、屋外遊具のみ利用休止	とちぎわんぱく公園 0282-86-5855 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
29	県土	とちぎ明治の森記念館(旧青木家那須別邸)	火曜日～日曜日 冬期(10～3月) 9:00～16:30 夏期(4～9月) 9:00～17:30	当面休館	5/16～ 開館	那須塩原市生涯学習課 0287-37-5419 道路保全課 028-623-2425
30	企業	県民ゴルフ場	6:00～18:00	・営業(5/9～) ・利用者を県内在住者に限定 ・屋内施設の一部(レストラン、風呂、ロッカー)の利用を制限	・営業 ・利用者を県内在住者に限定 ・屋内施設の一部(レストラン、風呂、ロッカー)の利用を制限	経営企画課 028-623-3824
31	教委	総合運動公園	8:30～18:00 (武道館9:00～21:00)	第2陸上競技場屋内諸室、野球場(本球場)屋内諸室、サッカー・ラグビー場クラブハウス、相撲場、テニスコートクラブハウス、武道館は利用中止	開館(5/18～) ※県内からの利用者に限る	総合運動公園北・中央エリア指定管理グループ(指定管理者) 028-615-0581 スポーツ振興課 028-623-3414
32	教委	栃木県総合教育センター	・学習情報センター、生涯学習ボランティアセンター 10:00～17:00	体育館のみ利用休止	5/18～ 開館	生涯学習部 028-665-7206 総務課 028-623-3352
			・図書資料室 平日9:00～17:00 土日10:00～17:00			生涯学習部 028-665-7206 総務課 028-623-3352
			・施設貸出(研修室、体育館、等) 平日9:00～21:00 土日9:00～17:00			総務部 028-665-7200 総務課 028-623-3352
33	教委	文書館	平日 9:00～17:00	開館	開館	文書館 028-623-3450 総務課 028-623-3352

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				現在の対応	今後の対応	
34	教委	県立図書館	火～日 9:00～19:00 ※土日祝は17:00まで	開館 (5/12～)	開館	県立図書館 028-622-5111 生涯学習課 028-623-3405
35	教委	青少年教育施設 (芳賀青年の家)	休所日 ・月曜日(第3除く) ・第3日曜・祝日 ・12/27～1/5	休館	5/18～ 開館 ※県内からの利用者に限る	芳賀青年の家 0285-72-2273 生涯学習課 028-623-3405
36	教委	青少年教育施設 (太平少年自然の家)	休所日 ・日曜日 ・祝日 ・12/27～1/5	休館		太平少年自然の家 0282-24-8551 生涯学習課 028-623-3405
37	教委	青少年教育施設 (なす高原自然の家)	休所日 12/29～1/3	休館	5/19～ 開館 ※5/18は休館日 ※県内からの利用者に限る	(公財)とちぎ未来づくり財団 (指定管理者) 0287-76-6240 生涯学習課 028-623-3405
38	教委	青少年教育施設 (とちぎ海浜自然の家)	休所日 12/29～1/3	休館	休館	(公財)とちぎ未来づくり財団 (指定管理者) 0291-37-4004 生涯学習課 028-623-3405
39	教委	県体育館	9:00～21:00	休館	開館 (5/18～) ※県内からの利用者に限る	(公財)栃木県スポーツ協会(指定管理者) 028-622-4201 スポーツ振興課 028-623-3414
40	教委	県南体育館	9:00～21:00	休館		小山市(指定管理者) 0285-21-0021 スポーツ振興課 028-623-3414
41	教委	県北体育館	9:00～21:00	休館		大田原市(指定管理者) 0287-22-8012 スポーツ振興課 028-623-3414
42	教委	県体育館分館	9:00～21:00	休館		環境整備(株)(指定管理者) 028-664-3002 スポーツ振興課 028-623-3414
43	教委	温水プール館	9:00～21:00	休館		小山市(指定管理者) 0285-22-4617 スポーツ振興課 028-623-3414
44	教委	アイスアリーナ	5:30～21:00	工事による休館 (～7/31)	工事による休館 (～7/31)	(一財)日光市公共施設振興公社(指定管理者) 0288-53-5881 スポーツ振興課 028-623-3414
45	教委	グリーンスタジアム	9:00～21:00	屋内諸室は利用中止	開館 (5/19～) ※5/18は休館日 ※県内からの利用者に限る	北関東総合警備保障(株) (指定管理者) 028-667-0962 スポーツ振興課 028-623-3414

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の問合せ先
				現在の対応	今後の対応	
46	教委	埋蔵文化財センター	9:30~16:30 (土・祝は休館)	開館	開館	埋蔵文化財センター 0285-44-8441 文化財課 028-623-3421